

令和5年度第1回野田市老人福祉計画及び
介護保険事業計画推進等委員会

日 時 令和5年 5月24日(水)
午後1時30分
場 所 野田市役所 8階大会議室

1 開 会

2 副市長あいさつ

3 議 題

- (1) 会長及び副会長の互選について
- (2) 「介護予防10年の計」の実施状況について(報告)
- (3) 高齢者なんでも相談室(地域包括支援センター)の令和4年度事業実施報告及び令和5年度事業実施計画について(報告)
- (4) 指定介護予防支援業務の委託について(報告)
- (5) 地域密着型サービス等(地域密着型通所介護)事業所の指定更新について(報告)
- (6) 地域密着型サービス等(認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護)事業所の指定更新について(報告)
- (7) 地域密着型サービス等(地域密着型通所介護)事業所の指定申請取下げについて(報告)
- (8) 地域密着型サービス等(地域密着型通所介護)事業所の指定廃止届出取下げについて(報告)

4 そ の 他

会長及び副会長の互選について

野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画推進等委員会設置条例第5条第1項及び第2項に基づき、野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画推進等委員会会長及び副会長を各1名互選するものです。

「介護予防 10 年の計」の実施状況について

1 「介護予防 10 年の計」

野田市では、「介護予防 10 年の計」として、高齢者の介護予防に関する知識の向上を目指し、シルバーリハビリ体操などの六つの戦略を柱とした新たな一般介護予防事業を実施しています。

【「介護予防 10 年の計」の六つの戦略】

- (1) シルバーリハビリ体操
- (2) のだまめ学校
- (3) えんがわ
- (4) 市民ボランティア
- (5) 介護予防サポート企業
- (6) 広報戦略

2 令和 4 年度実施状況等

(1) シルバーリハビリ体操

シルバーリハビリ体操初級指導士（以下「指導士」といいます。）を養成する講習会は 1 回、体験教室は 8、9 月に新型コロナウイルス感染症拡大防止のため事業を中止したものの、全 40 回実施しました。体操教室については、新型コロナウイルス感染症拡大を懸念し、シルバーリハビリ指導士会の役員会において事業中止を決定しています。

◎シルバーリハビリ体操初級指導士養成講習会の実施状況（表 1）

	実施日	会 場	養成数
第 16 回	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	保健センター 4 階 のだまめ学校	0 人
第 17 回		関宿保健センター 2 階	0 人
第 18 回		保健センター 4 階 のだまめ学校	0 人
第 19 回	1 月 24 日～2 月 21 日	保健センター 4 階 のだまめ学校	12 人
合 計			12 人

◎シルバーリハビリ体操初級指導士養成数（表2）

実施年度	養成講習会実施回数	養成数
平成29年度	3回	83人
平成30年度	6回	88人
令和元年度	3回	28人
令和2年度	0回	0人
令和3年度	0回	0人
令和4年度	1回	12人
合計	13回	211人

◎シルバーリハビリ体操・体験教室等の実施状況（表3）

実施内容	令和4年度		令和3年度	
	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数
体操教室 (指導士主催)	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止		新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	
体験教室 (市の定期開催)	40回	441人	7回	68人

(2) のだまめ学校

本講座は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、8、9月は事業を中止しましたがそれ以外は実施、出張本講座は2月より再開して実施しています。出前講座は昨年度と同様に感染症拡大防止の観点から事業を中止しました。

◎令和4年度のだまめ学校の実施状況（8月、9月は休校）（表4）

		講座回数	参加人数 (延)	参加人数 (実)	1講座当たりの 平均参加者数
合計		413回	3,958人	212人	9.6人
内 訳	本講座	311回	3,129人	174人	10.1人
	出張本講座	10回	137人	61人	13.7人
	出前講座	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止			
	オンライン講座	92回	692人	0人	7.5人

〈参考〉令和3年度のだまめ学校の実施状況（7月12日～7月31日、11月1日～1月20日）（表5）

		講座回数	参加人数 (延)	参加人数 (実)	1講座当たりの 平均参加者数
合 計		118回	1,187人	104人	10.1人
内 訳	本講座	118回	1,187人	104人	10.1人
	出張本講座	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止			
	出前講座				

(3) えんがわ

「えんがわ」は、高齢者の方々が中心となって、お住まいの地域で地域の方々とふれあうことが出来る通いの場のことです。地域住民が活動主体となって、地域にある集会所などを活用して、体操などの軽運動や、お茶を飲みながらの歓談、趣味活動など、様々な活動を行い、人と人とのつながりを通じて高齢者の社会における孤立の防止を図ることを目的としています。

平成30年10月より「えんがわ」の開設が始まり、令和5年3月末時点で28か所が開設しています。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、えんがわ開設者それぞれの判断により休止又は開催しました。

◎えんがわの実施状況（表6）

	開設箇所数	開催箇所数	参加人数 (延)	1回あたり平均参加者数
令和3年度	23か所	13か所	1,580人	10.5人
令和4年度	28か所	24か所	4,496人	9.5人

(4) 市民ボランティア

オリジナル体操作成委員（えだまめ体操）、ボランティアポイント制度の介護支援ボランティア、野田市介護予防サポートボランティアの会の介護予防サポーター、シルバーリハビリ体操指導士及びのだまめ学校ボランティアの支援・養成を実施しています。

◎ボランティア養成状況（表7）

ボランティア名	ボランティア数	
	令和4年度	令和3年度
オリジナル体操作成委員（えだまめ体操）	4人	4人
介護支援ボランティア	264人	260人
介護予防サポーター	49人	49人
シルバーリハビリ体操初級指導士	211人	199人
のだまめ学校ボランティア	205人	207人

(5) 介護予防サポート企業

介護予防に資する取組を行う企業に事前に登録いただき、「介護予防10年の計」及び「介護予防サポート企業」の名称・ロゴマークを使用可能とするとともに、市の一般介護予防事業に御協力いただいています。

◎介護予防サポート企業の実施状況（表8）

登録企業名	活動内容
パルシステム千葉 のだ中根店	・のだまめ学校講座スケジュールの配架
医療法人社団桃和会 門倉医院	・のだまめ学校講座スケジュールの配架
スポーツクラブ&スパ ルネサンス野田	・のだまめ学校講座スケジュールの配架 ・のだまめ学校講師派遣
医療法人社団真療会 野田病院	・のだまめ学校講座スケジュールの配架 ・シルバーリハビリ体操の普及（フォローアップ研修への講師派遣、体験教室の活動支援）

(6) 広報戦略

東京理科大学の柳田信也教授に御協力いただき、市報のだ（毎月15日号）にコラム「シリーズ・介護予防10年の計」を連載しました。

◎シリーズ介護予防10年の計（表9）

市報掲載	内容
市報のだ4月15日号	運動の強度（METs）
市報のだ5月15日号	遅筋と速筋
市報のだ6月15日号	筋肉痛
市報のだ7月15日号	抗重力筋（こうじゅうりょくきん）
市報のだ8月15日号	随意筋と不随意筋
市報のだ9月15日号	筋肉の記憶
市報のだ10月15日号	筋肉とタンパク質

市報のだ 11 月 15 日号	筋持久力
市報のだ 12 月 15 日号	寒さ対策
市報のだ 1 月 15 日号	転倒予防
市報のだ 2 月 15 日号	筋肉と血流の関係
市報のだ 3 月 15 日号	股関節

3 介護保険事業計画に記載した「自立支援、介護予防又は重度化防止に関する取組と目標」に係る自己評価結果

(1) シルバーリハビリ体操

① 目標の評価方法

指導士の養成数と体験教室の実施回数で事業を評価。

② 目標、実績及び自己評価結果

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施できた事業は一部のみであり、養成数及び体験教室の回数は目標達成できませんでした。

③ 課題と対応策

初級指導士養成のための講習会への参加者が定員に達しないことから、保健センターのみで実施していた初級指導士の養成講習会を、関宿保健センターでも開催することで希望者を募ります。

過去に実施したアンケート結果において、初級指導士になりたいという意見が2%にとどまっていたことから、希望者が安心して参加できるよう、市内公共施設において体験教室を再開しPRを継続していくとともに、えんがわや介護予防サポート企業などを活用して普及を図ります。

(2) のだまめ学校

① 目標の評価方法

本講座及び出前講座の参加者で事業を評価。

② 目標、実績及び自己評価結果

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施できた事業は一部のみであり、講座数は目標達成できませんでした。

③ 課題と対応策

参加者数は獲得できていますが、新規の割合が少ない状況です。また、体操やストレッチの講座に人気が集中しており、参加者は体を動かすことを目的として参加しているためボランティア育成に発展できておりません。

令和5年度はのだまめ学校の認知度の拡大や新規の参加者を増やす目的で、公民館などの地域で行う講座を増やします。

4 令和5年度の実施予定について

(1) シルバーリハビリ体操

① シルバーリハビリ体操初級指導士養成講習会

指導士を500人養成することを目標に、令和5年度はシルバーリハビリ体操初級指導士養成講習会を3回実施する予定です。

◎指導士の養成スケジュール（表10）

年 度	養成人数	累 計
平成29年度（実績）	83人	83人
平成30年度（ 〃 ）	88人	171人
令和元年度（ 〃 ）	28人	199人
令和2年度（ 〃 ）	0人	199人
令和3年度（ 〃 ）	0人	199人
令和4年度（ 〃 ）	12人	211人
令和5年度（予定）	50人	261人

② シルバーリハビリ体操体験教室

シルバーリハビリ体操の普及を目指し、市内各公民館において、月に11回実施します。

③ シルバーリハビリ体操教室

シルバーリハビリ体操の普及を目指し、市民や団体からの依頼で実施します。

④ シルバーリハビリ体操のフォローアップ研修

指導士を対象に、シルバーリハビリ体操のフォローアップを月に1回実施します。

(2) のだまめ学校

のだまめ学校は、季節に応じた講座の開設や新規参加者を獲得するため、講座内容を工夫して本講座及び出前講座を実施する予定です。また、新規の参加者を獲得するため、イベントを実施し普及啓発をすすめます。

◎のだまめ学校実施予定（表11）

実施事業	実施予定回数
本講座	912
出前講座	65

(3) えんがわ

本年度も引き続き、通いの場「えんがわ」の開設費用、運営費用の補助を行い、開催内容についても、「のだまめ学校」の出前講座やシルバーリハビリ体操の実施によるえんがわの開催内容の充実を図るほか、幅広い年齢層の方にも参加していただけるよう内容を検討し、自治会等に普及啓発を行い、活動を支援していきます。

また、市内 40 か所の開設を目指し、開設数が少ない地域に増設できるように、市ホームページやチラシを活用し、市民へ周知していきます。

(4) 市民ボランティア

シルバーリハビリ体操指導士会への支援や、のだまめ学校の参加者へボランティア活動を呼びかけます。

また、ボランティアポイント制度の介護支援ボランティアに登録するための説明会を本年度は 4 回実施する予定です。事前に市報に掲載し、参加者を募ります。

(5) 介護予防サポート企業

本年度も引き続き、市の介護予防事業に御協力いただける事業者を募っていきます。

また、御登録いただいた介護予防サポート企業と協力して、のだまめ学校における講座の充実を図っていきます。

(6) 広報戦略

本年度も引き続き、作成したロゴマーク、ポスター及び「介護予防 10 年の計」全体を包括する啓発パンフレット等を活用し、市全体に「介護予防 10 年の計」の周知活動を行います。

高齢者なんでも相談室（地域包括支援センター）の令和4年度事業実施報告

及び令和5年度事業実施計画について

《令和4年度高齢者なんでも相談室事業実施報告》

野田市の地域包括支援センターは、日常生活圏域に1から2か所設置しています。平成18年4月1日に野田地区地域包括支援センター（市役所内）及び関宿地区地域包括支援センター（特別養護老人ホーム関宿ナーシングビレッジ内）を設置、その後、平成20年1月1日に北部・川間地区地域包括支援センター（特別養護老人ホーム松葉園内）、平成24年8月1日に、南部・福田地区地域包括支援センター（特別養護老人ホーム椿寿の里内）、平成30年4月1日に中央地区地域包括支援センター（特別養護老人ホームふれあいの里内）を設置、野田地区地域包括支援センターは東部地区地域包括支援センターと名称を変更しました。

さらに令和3年4月1日に南部・福田地区地域包括支援センターを分割し、南第1地域包括支援センター（特別養護老人ホーム椿寿の里内）と南第2地域包括支援センター（木野崎病院内）を設置。令和4年4月1日には高齢者支援課内に基幹型高齢者なんでも相談室を設置、東部地区に野田市東高齢者なんでも相談室（特別養護老人ホーム鶴寿園内）を設置しました。

なお、地域包括支援センターは、名称に「高齢者」や「相談」という文字が含まれていないため、法的に位置付けがある地域包括支援センターを括弧書きで併記した上で、市民がイメージしやすいよう、令和3年4月1日から「高齢者なんでも相談室」という愛称の設定並びに正式名称を変更しました。

令和4年度も、それぞれの高齢者なんでも相談室（以下「センター」という。）において、要支援者（要支援1・要支援2の方）や介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の事業対象者（基本チェックリストで該当した方）を対象とした介護予防ケアマネジメント、高齢者や家族に対する総合相談・支援、高齢者に対する虐待の防止・早期発見等の権利擁護事業、支援困難ケースへの対応等の介護支援専門員（ケアマネジャー）への後方支援等の業務を行いましたので、その実施について報告いたします。

1 センターの職員配置（令和4年4月1日現在）

(1) 野田市高齢者支援課高齢者なんでも相談室

(単位：人)

職種		人員	内訳		
			常勤	非常勤	兼務
常勤職員	保健師	2	2	-	-
	主任介護支援専門員	1	1	-	-
	社会福祉士 等	3	3	-	-
	事務職	1	-	1	-
センター長		1	-	-	1 ^{※1}
合計		8	6	1	1

※1 高齢者支援課長兼務

(2) 野田市中央高齢者なんでも相談室

(単位：人)

職種		人員	内訳		
			常勤	非常勤	兼務
常勤職員	保健師 等	1	1	-	-
	主任介護支援専門員	1	1	-	-
	社会福祉士	2	2	-	-
	介護支援専門員	1	1	-	-
センター長		1	-	-	1 ^{※1}
合計		6	5	0	1

※1 施設長兼務

(3) 野田市東高齢者なんでも相談室

(単位：人)

職種		人員	内訳		
			常勤	非常勤	兼務
常勤職員	保健師等	1	1	-	-
	主任介護支援専門員	1	1	-	-
	社会福祉士	1	1	-	-
センター長		1	-	-	1 ^{※1}
合計		4	3	0	1

※1 施設長兼務

(4) 野田市南第1高齢者なんでも相談室

(単位：人)

職種		人員	内訳		
			常勤	非常勤	兼務
常勤職員	保健師等	1	1	-	-
	主任介護支援専門員	1	1	-	-
	社会福祉士	2	2	-	-
	介護支援専門員	1	1	-	-
センター長		1	-	-	1 ^{※1}
合計		6	5	0	1

※1 施設長兼務

(5) 野田市南第2高齢者なんでも相談室

(単位：人)

職種		人員	内訳		
			常勤	非常勤	兼務
常勤職員	保健師等	1	1	-	-
	主任介護支援専門員	1	1	-	-
	社会福祉士	1	1	-	-
	介護支援専門員	1	1	-	-
センター長		1	-	-	1 ^{※1}
合計		5	4	0	1

※1 施設長兼務

(6) 野田市北高齢者なんでも相談室

(単位：人)

職種		人員	内訳		
			常勤	非常勤	兼務
常勤職員	保健師	1	1	-	-
	主任介護支援専門員	2	2	-	-
	社会福祉士	1	1	-	-
	介護支援専門員	0	0	-	-
センター長		1	-	-	1 ^{※1}
合計		5	4	0	1

※1 施設長兼務

(7) 野田市関宿高齢者なんでも相談室

(単位：人)

職種		人員	内訳		
			常勤	非常勤	兼務
	保健師		(募集中)	-	-
	主任介護支援専門員	1	1	-	-
	社会福祉士	2	2	-	-
	介護支援専門員	1	1	-	-
センター長		1	-	-	1 ^{※1}
合計		5	4	0	1

※1 施設長兼務

2 センターの業務内容と実績

(※令和3年度は旧介護保険課実績)

(1) 総合相談支援

① 総合相談・支援人数

(単位：人)

センター名	令和4年度		令和3年度	
	実人数	延人数	実人数	延人数
野田市 高齢者支援課	1,117	2,014	1,215	3,387
野田市中央	814	4,334	628	3,975
野田市東	425	1,696	—	—
野田市南第1	906	4,889	957	6,308
野田市南第2	351	2,156	334	2,014
野田市北	886	5,313	687	4,816
野田市関宿	658	4,084	682	3,411
合計	5,157	24,486	4,503	23,911

② 年齢別相談人数

(単位：人)

センター名	実人数	65歳未満	65～74歳	75～84歳	85歳以上	不明
野田市 高齢者支援課	1,117	32	180	436	331	138
野田市中央	814	42	93	315	288	76
野田市東	425	10	41	176	196	2
野田市南第1	906	18	102	287	268	231
野田市南第2	351	9	46	165	120	9
野田市北	886	31	106	414	322	13
野田市関宿	658	38	123	252	166	79
合計	5,157	180	691	2,045	1,691	548

※「不明」は、年齢等を明かさずに相談を申し入れた人数

③ 相談者別相談人数

(単位:人)

センター名	実人数	延人数	本人	家族	民生委員	介護専門	関係機関	その他
野田市 高齢者支援課	1,117	2,014	470	711	26	104	592	111
野田市中央	814	4,334	1,010	1,035	80	1,007	1,055	147
野田市東	425	1,696	376	497	18	417	336	52
野田市南第1	906	4,889	1,022	994	57	1,121	1,615	80
野田市南第2	351	2,156	498	557	8	289	411	393
野田市北	886	5,313	1,071	1,210	79	1,312	1,615	26
野田市関宿	658	4,084	769	1,306	50	493	1,331	135
合計	5,157	24,486	5,216	6,310	318	4,743	6,955	944

※「関係機関」は、介護サービス事業者、病院、行政関係機関等の担当者

「その他」は、知人、近所の方、従兄弟、甥、姪等

④ 相談内容の分類 (重複回答)

(単位:人)

センター名	実人数	延人数	介護予防	介護保険	介護保険外 サービス	福祉サービス (高齢者・障害者)	経済・生活	医療	認知症	虐待	成年後見	苦情
野田市 高齢者支援課	1,117	2,014	35	859	78	65	789	255	230	160	27	4
野田市中央	814	4,334	54	2,447	62	208	2,217	763	218	58	29	5
野田市東	425	1,696	48	1,391	30	18	177	62	50	40	0	1
野田市南第1	906	4,889	249	3,092	204	242	1,996	1,511	851	72	40	9
野田市南第2	351	2,156	325	893	55	42	571	181	36	88	19	12
野田市北	886	5,313	1,537	4,921	51	78	1,185	582	525	181	0	20
野田市関宿	658	4,084	546	2,487	646	193	1,122	970	239	144	12	6
合計	5,157	24,486	2,794	16,090	1,126	846	8,057	4,324	2,149	743	127	57

⑤ 対応方法の分類（重複回答）

（単位：人）

センター名	実人数	延人数	情報提供	連絡調整	申請代行	ケース検討	継続支援
野田市 高齢者支援課	1,117	2,014	1,579	401	0	12	15
野田市中心	814	4,334	2,619	2,329	124	12	1,538
野田市東	425	1,696	1,232	385	24	13	36
野田市南第1	906	4,889	2,464	1,639	137	205	1,126
野田市南第2	351	2,156	949	957	79	31	1,338
野田市北	886	5,313	4,376	2,175	73	11	33
野田市関宿	658	4,084	3,222	2,069	307	825	716
合計	5,157	24,486	16,441	9,955	744	1,109	4,802

(2) 権利擁護（高齢者虐待への対応）

○市における虐待対応について

センターでは、野田市高齢者虐待対応マニュアルに基づき対応しています。

① コアメンバー会議

訪問、電話、関係機関からの情報提供等により状況を把握し、関係者によるコアメンバー会議を行い、次の事項を協議します。

虐待の有無、緊急性の判断、関係者の情報共有、目標の共有、役割の明確化、対応計画の作成等

<会議の構成団体>

担当地区のセンター及び市

② 評価会議

コアメンバー会議で検討した計画の実施状況について評価を行い、対応計画を修正して虐待対応の継続をすべきか、終結として権利擁護対応（総合相談）や包括的・継続的支援等の対応に移行すべきか、を判断します。

<会議の構成団体>

担当地区のセンター及び市

③ 野田市高齢者虐待防止ネットワーク協議会の代表者会議

関係機関との連携や協力体制を構築し、野田市における虐待事例の報告及び課題の把握、各関係機関との連携体制強化、活動方針の検討等を行うため、野田市高齢者虐待防止ネットワーク協議会要領に基づき設置しています。

令和4年度は、会議を書面開催にて1回開催しました。

<会議の構成団体>

千葉県野田健康福祉センター、千葉県野田警察署、野田市社会福祉協議会、中核地域生活支援センターのだネット、野田市医師会、野田市歯科医師会、高齢者なんでも相談室、野田市介護事業者協議会、野田市介護支援専門員協議会、野田市民生委員児童委員協議会、柏人権擁護委員協議会野田部会、福祉部及び健康子ども部

④ 野田市高齢者虐待防止ネットワーク協議会の実務者会議

虐待事例の解決に向けて、各関係機関で情報の共有、課題の把握を行い、専門性を活かした役割の明確化を図り、支援方針・方法を検討するため、野田市高齢者虐待防止ネットワーク協議会要領に基づき設置しています。

必要に応じ、千葉県高齢者虐待対応市町村支援事業を活用し、弁護士や社会福祉士等の専門職からの助言・指導を受け、適切な対応をしています。

<会議の構成団体>

事例に係る各関係機関、支援の協力依頼をする機関及び高齢者なんでも相談室等

⑤ 野田市高齢者なんでも相談室研修会

高齢者なんでも相談室職員の対応力向上を図るため、専門家を講師に招いて、高齢者なんでも相談室職員に対する高齢者虐待対応研修などを実施しました。

研修会の実績

開催年月日	参加人数	内容及び講師
令和4年6月30日	23人	内 容 「通所リハビリテーションの役割」 ～ケアマネジメントに活かすリハビリテーションの知識と実践～ 講 師 全国デイケア協会 理学療法士 富樫 勇樹 氏
令和4年7月20日	23人	内 容 介護保険制度・介護関係の法令に関する研修 講 師 服部メディカル研究所 所長 服部 万里子 氏
令和4年8月16日	23人	内 容 訪問対応時における危機回避・高齢者虐待対応における対応連携について 講 師 野田警察署 生活安全課 係長 白井 祐介 氏
令和4年12月15日	25人	内 容 高齢者虐待対応研修 講 師 ななつぼし法律事務所 弁護士 神保 正宏 氏

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

困難事例に関する介護支援専門員への指導・助言、地域の介護支援専門員のネットワークづくりなど、長期・継続的なケア体制に向けた支援を行いました。

① 業務内容

- ア 多職種協働による包括的・継続的支援を必要とする高齢者への相談支援
- イ 介護支援専門員・医療機関を含めた関係機関との連携支援
- ウ 介護支援専門員のネットワーク構築支援
- エ 事例検討会の実施

② 包括的・継続的ケア体制に向けた支援（困難事例）の相談人数（単位：人）

センター名	令和4年度		令和3年度	
	実人数	延人数	実人数	延人数
野田市 高齢者支援課	12	58	34	39
野田市中央	64	184	80	147
野田市東	6	12	—	—
野田市南第1	29	95	42	195
野田市南第2	34	153	42	161
野田市北	21	201	19	161
野田市関宿	23	353	25	131
合計	189	1,056	242	834

※介護支援専門員からの相談

③ ②以外の相談人数（制度に対する助言・指導）（単位：人）

センター名	令和4年度	令和3年度
野田市 高齢者支援課	86	99
野田市中央	22	38
野田市東	12	—
野田市南第1	47	70
野田市南第2	8	21
野田市北	20	36
野田市関宿	21	24
合計	216	288

※介護支援専門員からの相談

(4) 予防給付・総合事業対象者に係る介護予防ケアマネジメント

利用者の生活機能向上に対する意欲を引き出し、具体的な日常生活における行為について目標を明確にし、介護保険サービスだけでなくセルフケアや地域の介護保険外の社会資源を活用する計画を作成し、目標達成に向けた介護サービス事業所との連絡・調整並びに達成状況の評価及び必要に応じた計画の見直しを行いました。

予防給付及び地域支援事業の介護予防ケアマネジメント業務を一体的に実施し、要介護状態の軽減・悪化防止等の予防支援をしました。

また、平成 28 年 3 月から総合事業を開始し、新たな認定者と認定更新を迎えた要支援認定者が順次移行し、平成 29 年 4 月からは全ての方が総合事業に移行しました。なお、令和 4 年度、基本チェックリストのみで利用する事業対象者はおりませんでした。

予防給付・総合事業に係るケアマネジメント業務年次推移

(単位：人)

センター名	令和 4 年度 (実人数)				令和 4 年度 (延人数)			
	サービス利用者数	委託なし利用者数	委託利用者数	合計利用者数	サービス利用者数	委託なし延人数	委託延人数	合計延人数
野田市 高齢者支援課	—	—	—	—	—	—	—	—
野田市中央	265	60 (25)	205 (71)	265 (96)	265	711 (296)	2,434 (869)	3,145 (1,165)
野田市東	155	0 (0)	155 (49)	155 (49)	155	0 (0)	1,878 (646)	1,878 (646)
野田市 南第 1	202	62 (28)	140 (53)	202 (81)	202	730 (324)	1,863 (700)	2,593 (1,024)
野田市 南第 2	129	31 (12)	98 (36)	129 (48)	129	494 (177)	1,084 (409)	1,578 (586)
野田市北	297	0 (0)	297 (133)	297 (133)	297	10 (1)	3,444 (1,474)	3,454 (1,475)
野田市関宿	196	64 (19)	132 (35)	196 (54)	196	807 (229)	1,576 (489)	2,383 (718)
合計	1,244	217 (84)	1,027 (377)	1,244 (461)	1,244	2,752 (1,027)	12,279 (4,587)	15,031 (5,614)

センター名	令和3年度（実人数）				令和3年度（延人数）			
	サービス利用者数	委託なし利用者数	委託利用者数	合計利用者数	サービス利用者数	委託なし延人数	委託延人数	合計延人数
野田市 介護保険課	156	0 (0)	156 (53)	156 (53)	156	258 (65)	1,633 (668)	1,891 (733)
野田市中央	257	56 (26)	201 (77)	257 (103)	257	690 (273)	2,469 (980)	3,159 (1,253)
野田市東	—	—	—	—	—	—	—	—
野田市 南第1	217	57 (25)	160 (63)	217 (88)	217	590 (274)	2,021 (862)	2,611 (1,136)
野田市 南第2	135	53 (21)	82 (30)	135 (51)	135	557 (213)	895 (351)	1,452 (564)
野田市北	257	11 (5)	246 (103)	257 (108)	257	218 (108)	2,999 (1,374)	3,217 (1,482)
野田市関宿	208	77 (22)	131 (47)	208 (69)	208	1,308 (350)	1,369 (497)	2,677 (847)
合計	1,230	254 (99)	976 (373)	1,230 (472)	1,230	3,621 (1,283)	11,386 (4,732)	15,007 (6,015)

※サービス利用者数は、各年度の3月末現在のサービス利用者数

※（ ）は、ケアマネジメント数のうち、総合事業のみの利用者数

※実人数と延人数を年度ごとに記載。令和3年度は旧介護保険課実績

(5) 地域ケア会議

① 会議の目的

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、高齢者個人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備（地域づくり）を同時に図っていくことを目的としています。

地域の支援者を含めた多職種が協働して高齢者の個別課題の解決を図るとともに、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高める支援をし、それらの支援をとおして、課題分析を積み重ねることによって地域課題を発見し、地域に必要な資源開発や地域づくり、さらには政策形成につなげて問題解決を図ります。

令和元年度からは、自立支援型の地域ケア個別会議をはじめ、多職種で自立支援につなげられるよう、会議を実施しています。

なお、生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていくことを目的として、平成30年度に市域全体の第1層と日常生活圏域毎の第2層に、それぞれ協議体と生活支援コーディネーターを設置しました。

第1層の協議体は市が主催する地域ケア包括会議と兼ねて、第2層の協議体は地域ケア地区別会議と兼ねて実施するものと位置付けています。

② 会議の構成等

ア 地域ケア個別会議

目的	構成
地域ケア個別会議<支援困難事例等> 個別ケースの支援内容を検討する中で、個別課題の解決や介護支援専門員による自立支援に資するケアマネジメントの支援、地域包括支援ネットワークの構築・支援、さらに個別ケースの積み上げによる地域課題を把握する。	<ul style="list-style-type: none">・主催者（各センター）・事例提供者・その他、会議の目的を達成するのに最も適切だと考えられる参加者（ケースの当事者や家族、介護支援専門員、介護サービス事業者、保健医療関係者、民生委員児童委員等）
地域ケア個別会議<ケアマネジメント支援型> 介護支援専門員が担当しているケースで、地域ケア会議の開催によるケアプランの検証が必要な事例について、地域ケア個別会議を実施し、訪問介護等のサービスや支援の妥当性を検討し、自立支援につなげる。	<ul style="list-style-type: none">・主催者（各センター）・事例提出者（居宅介護支援専門員）・スーパーバイザーとして、各センター主任介護支援専門員

<p>地域ケア個別会議<自立支援型></p> <p>要支援認定者及び基本チェックリストによる事業対象者の効果的かつ適切な自立支援に結び付けるための検討・計画作成方針の決定を行う。</p> <p>センター職員、居宅介護支援専門員の自立支援の視点と対応能力の向上を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・主催者（各センター） ・事例提供者 ・その他、会議の目的を達成するのに最も適切だと考えられる参加者（各専門職、介護支援専門員、介護サービス事業者、保健医療関係者、民生委員児童委員等）
--	--

イ 地域ケア地区別会議及び生活支援体制整備事業第2層協議体

目的	構成
<p>日常生活圏域における居宅介護支援事業所等が抱える課題の把握及び対応の検討を行う。また、個別ケースの積み重ねから発見される地域の課題についての整理、解決策の検討やネットワークの構築を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・主催者（各センター）の専門職 ・高齢者支援課高齢者なんでも相談室職員 ・地区内の居宅介護支援専門員 ・その他、会議の目的を達成するのに最も適切だと考えられる参加者（野田市社会福祉協議会、民生委員児童委員、自治会、いきいきクラブ連合会、介護事業者 等）

ウ 地域ケア包括会議及び生活支援体制整備事業第1層協議体

目的	構成
<p>地域ケア個別会議や地域ケア地区別会議をとおして各センターが把握した地域課題について、市全体の課題として集約を行う。また、それに対して市とセンターが協働して解決へ向けた検討を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・主催者（市） ・高齢者支援課管理職 ・生活支援コーディネーター ・各高齢者なんでも相談室センター長及び職員 ・野田市社会福祉協議会

エ 地域ケア推進会議

目的	構成
地域ケア包括会議により取りまとめられた地域課題の中で、政策的な対応を要する課題や市全体の課題について検討を行う。また、市を越えたレベルでの課題の場合は近隣市町村と連携しての検討を行う。	・野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画推進等委員会が兼ねており、センターの事業実施報告の中で報告・検討する。

③ 令和4年度実績

ア 地域ケア個別会議

センター	開催年月日	場所	参加者	内容
野田市高齢者支援課	3月17日	市役所 706 会議室	9人	有料老人ホーム入所中の要介護認定者。区分支給限度額基準及び訪問介護の利用割合が高いケアプランについて支援の妥当性や支援の検討を実施。
	3月17日	市役所 706 会議室	9人	有料老人ホーム入所中の要介護認定者。区分支給限度額基準及び訪問介護の利用割合が高いケアプランについて支援の妥当性や支援の検討を実施。
	3月17日	市役所 706 会議室	9人	有料老人ホーム入所中の要介護認定者。区分支給限度額基準及び訪問介護の利用割合が高いケアプランについて支援の妥当性や支援の検討を実施。
	3月17日	市役所 706 会議室	9人	有料老人ホーム入所中の要介護認定者。区分支給限度額基準及び訪問介護の利用割合が高いケアプランについて支援の妥当性や支援の検討を実施。

センター	開催年月日	場所	参加者	内容
野田市中心	5月30日	ふれあいの里地域交流室	14名	60代男性と統合失調症の妻と娘の世帯。本人の骨折入院により複合課題が表面化した。妻が10年以上にわたり通院を自己中止したままで室内はゴミ屋敷状態で不衛生。持ち家だが数百万の負債があり、差し押さえがある。娘は就労しているが収入が少なく負債がかさむ一方。娘は問題解決能力に欠けるが介入に拒否はないため経済的問題解決の必要性を確認し、情報を共有。関係機関と支援体制について検討。
	7月21日	ふれあいの里地域交流室	11名	90代女性、要支援2。次男の妻の両親との3人暮らし。脳梗塞の既往あり、右半身に軽度麻痺が残存。最近レジ打ちを間違えることが増え、いつまで仕事が続けられるか不安になっている。自立支援に向けた支援の検討。
	7月21日	ふれあいの里地域交流室	11名	70代女性、要支援1。2世帯で暮らす。変形性腰椎症と右変形性膝関節症のため、歩き出しが不安定で痛みもある。外出時、プライドがあり杖を使用せず、無理して歩いてしまう。自然の写真を撮るのが好きで、以前のようにまた山などへ行って写真が撮りたいという目標がある。自立支援に向けた支援の検討。
	1月30日	ふれあいの里地域交流室	5名	80代男性、要介護5。妻と二人暮らし。妻が適切な介護が行えず、サービス事業所に本人の身体に触れさせなかったり、ヘルパーの手を殴ったりしたため事業所が撤退。妻の感情の起伏の激しさがある。本人・家族の支援や対応について検討。

センター	開催年月日	場所	参加者	内容
野田市東	6月28日	鶴寿園従来型地域交流室	11名	90代女性で独居。令和2年末頃より、住環境悪化でサービス利用を勧めるも、拒否。その後、サービスを導入できたが、清潔保持や、住環境の整備が進まず。通院もできていない。本人の意思の尊重しつつ今後の支援や対応について検討。
	9月29日	鶴寿園従来型地域交流室	11名	80代女性、要支援1、独居。親戚との交流はあるが、近隣との交流はない。自立心が強く、介護認定を受けてからもサービスの利用希望はなかったが、肩の痛みのため、家事動作に支障が出て、訪問型サービスの利用開始。自立支援に向けた支援の検討。
	9月29日	鶴寿園従来型地域交流室	12名	80代女性、要支援1、息子と2人暮らし。日中独居、隣市の娘が毎日通って支援。生活全体に意欲低下があり、通所等も検討したが利用希望なく、福祉用具の利用のみであった。右変形性股関節症の手術を受け、通院リハビリ中。今後の自立支援に向けた支援の検討。

センター	開催年月日	場所	参加者	内容
野田市南第1	5月27日	南部梅郷 公民館 講座室	13名	男性、独居、要支援2、生活保護世帯。両膝人工関節埋込術。右膝は軽快したが左膝の疼痛あり意欲低下にてリハビリにも取り組めていない。周囲の声掛け、促しに対し否定的な言動あり担当者に恫喝することがある。近所との付き合いもなく自室にこもる生活が続いている状況。自立支援に向けた支援の検討。
	5月27日	南部梅郷 公民館 講座室	13名	女性、独居、要支援1、生活保護世帯。体調を崩して以来、食が細くなり家にこもる生活になっている。精神的にも落ち込み、悲観的な発言あり。部屋の整頓やゴミ出しも行えていない状況。自立支援に向けた支援の検討。
	8月19日	南部梅郷 公民館 講座室	11名	80代男性、要介護2、次男と同居。便秘の訴えあり、複数医療機関受診し、過剰服用してしまう。薬局で支払ったことをわすれてしまい何度も支払おうとするなど認知症状がみられる。意欲もなくなり、外出する機会も減ってしまった。今後の支援について関係機関と検討。

センター	開催年月日	場所	参加者	内容
野田市南第2	7月20日	福田公民館	19名	80代、男性、要支援1、長男夫婦と同居。自宅では会話もなく食事も別で自室に引きこもる生活だが、通所先では笑顔多く社交的。長男とは同居後に自宅の処分等財産管理のことで関係悪化。持病の管理やADLの低下が見られる。今後の自立支援に向けた支援の検討。
	7月20日	福田公民館	19名	80代、女性、要支援2。長男家族との5人世帯、夫は市内特養入所中。神経痛、過活動膀胱。90度以上の円背で首と腰の神経圧迫あり。下肢の痺れ座位保持が辛いが好き農作業時は没頭し、畑仕事が生きがいと感じている。今後、身体機能悪化した際に生活意欲が一気に減退してしまう可能性あり。身体機能の低下予防への取り組みや、自立支援に向けた支援の検討。
	9月9日	福田公民館	18名	80代男性、要介護1。妻、長男、次女との4人暮らし。右膝変形性膝関節症術後で痛みがあり、足を引きずるように歩く。糖尿病は内服とインスリン対応。適切な食事摂取が出来ず、糖尿病の薬が増えている。生活のリズムが乱れ、昼夜逆転の生活。通院拒否や排泄の失敗に介護抵抗あり支援困難。介護は妻のみで長男、次女の協力が得られなく、長男は未就労で引きこもりである。今後の本人・家族の支援について検討。

センター	開催年月日	場所	参加者	内容
野田市北	4月22日	松葉園 会議室	8名	女性、独居、要介護1。介入した際、亡くなった夫の前妻の娘から裁判を起こされていたことが発覚。弁護士を紹介して弁護依頼を行ったが、本人が弁護士を解任してしまった。今後どのような介入や支援が考えられるか検討。
	6月3日	川間公民館 会議室	13名	女性、要介護1、うつ病を患う夫との二人暮らし。向精神薬の後遺症により日常生活に支障がでている。薬害の影響であると訴え、それを証明するため病院を転々としている。福祉に対する持論あり。市議、市役所に福祉に対する持論を訴えている。本人と夫の支援や対応について検討。
	6月3日	川間公民館 会議室	13名	男性、要支援2、要介護の妻と二人暮らし。他者の関わりや訪問、介護保険によるヘルパーの導入に拒否あり。内服薬の自己中断、不安の訴え強い。本人の支援や対応について検討。
	6月30日	川間公民館 講堂	19名	70代、女性、高齢者世帯。胸椎化膿性脊椎炎、化膿性椎間板炎、脊椎損傷で入院。退院後は介護予防通所リハビリテーションを利用し、現在では身体の状態も良好で、サービス終了予定。その後は、ボランティア活動をしたいという意向がある。本人の自立に向けた支援の検討。
	6月30日	川間公民館 講堂	19名	70代、女性、高齢者世帯。腰椎圧迫骨折を機に要支援認定を受けた。シルバーカーを利用せずに長い距離を歩きたいという希望がある。自立に向けた支援の検討。

センター	開催年月日	場所	参加者	内容
野田市関宿	5月17日	関宿ナーシングビレッジ多機能ホール	5名	要介護女性、孫との2人暮らし。夫は亡くなり、長女とは音信不通。認知症の進行あり、2人暮らしが限界にきている。施設入所に向けて具体的に進めていく予定だが、孫はうつ傾向あり、仕事も休みがちになっている。今後の支援方針について検討。
	5月24日	二川公民館	7名	2人の引きこもりの子どもと暮らす要介護女性。家内で中心的立場だったが、限界にきていると感じている。長男は買い物に行かれるようになったが、長女は全く自室から出ず、就労経験もない。今後の本人や家族の支援や、緊急対応について検討。
	6月14日	二川公民館	15名	70代女性、要支援2。夫が亡くなってから1人暮らし。1人暮らしを1日でも長くしたいと希望がある。在宅での生活が継続できるよう自立支援に向けた支援の検討。
	6月14日	二川公民館	14名	80代男性、独居、要介護1。妻と娘を亡くし、身寄りのない状態で理解力も低下し認知症状もみられる。唯一関わっているのは義妹であるが関係は希薄。介護関係者とうまく関係性を築くことができない状況。今後の支援方法について検討。
	6月15日	関宿ナーシングビレッジ多機能ホール	5名	5月17日開催したケース。(2回目)孫の介護負担が増大し、精神的負担を感じている。他親族と緊急連絡先と経済的支援の了承がとれたため、施設入所への進め方について関係者と検討。
	7月13日	二川公民館	12名	要介護認定者。松葉杖を使用するが歩行困難になり、トイレまでの移動やトイレ内レバーに手が届かない等の身体機能低下がみられた。外出もできなくなり、精神状態が不安定になる。今後の支援や対応について検討。

	8月2日	二川公民館	15名	80代女性。夫は他界し、長男と同居。近隣に次女と孫が住んでおり家族関係は良好。既往歴として糖尿病と膝関節症、腰痛症。糖尿病は内服、インスリン対応、左膝人工関節置換術手術を施行。本人は少しでも元気になりたいという意向あり。自立支援に向けた支援の検討。
	10月11日	二川公民館	5名	5月24日開催したケース。(2回目)各関係機関の進捗状況の報告と、情報共有。今後の支援や対応について検討。

イ 地域ケア地区別会議及び生活支援体制整備事業第2層協議体

センター	開催年月日	場所	参加者	内容
野田市中央	11月17日	野田市生涯学習センター	27名	ひとり暮らし高齢者が多い中央地区の課題として、3つの観点からグループに分かれて協議。 【Aグループ】 「ひとり暮らし高齢者の安否確認・見守り」 【Bグループ】 「移送サービス」 【Cグループ】 「ちょっとした困りごと支援」 課題を我が事として捉えた上で何を要望するか、何ができるかなどについて協議。 参加者の情報共有・ネットワーク強化実施。
野田市東	11月29日	鶴奉第一自治会館	20名	グループに分かれて下記の内容を話し合う。 東部地区について ①地区の特徴 ②他地域と比べて充実しているもの ③なくて困っているもの ④あったらいいなと思うもの ⑤その他 各自知っている情報を付箋に記載し、グループ内で発表。東部地区について情報共有と地域課題を共有。
野田市南第1	10月28日	南部梅郷公民館講堂	29名	グループに分かれて下記の内容を話し合う。 ①普段の関わりの中で感じている地域の課題 ②活用した資源や知っている資源 ③足りないと感じている資源 まとめ、発表を実施。各自が抱えている課題や資源情報等を発表することによりネットワークづくりの必要性を確認。

センター	開催年月日	場所	参加者	内容
野田市南第2	6月17日	福田 公民館	26名	地域で一人暮らしを続ける高齢者の周りにどんな社会資源があるのか。知っている、聞いたことがある、あったらいいなという社会資源をグループに分けてグループ討議を実施。実際ある社会資源については、参加者間で情報の共有を図る。新たに浮かび上がってきた、あったらいいなという社会資源については、今後地域課題としてまとめた。
	10月14日	福田 公民館	30名	①グループ：助け合いの地域づくりを目指して、居場所を立ち上げる計画をしている個人に対して、生活支援コーディネーターや、ケアマネ、薬剤師など、地域の多職種からアドバイスをもらう。実際に気を付けること、どんな手助けができるか、今後どんな取り組みがあると参加したいか等意見をもらった。 ②グループは、どんな居場所があったら参加したいか、どんな関わりが出来るか、自由な発想で話し合ってもらおう。 両グループの意見を発表、前回地域の社会資源としてあがったヤマト運輸の見守りサービスについて紹介。
	12月20日	福田 公民館	13名	令和4年10月より活動開始した住民通いの場について下記の内容を検討。 ①これからの活動について。 ②困っていること、手伝ってほしいこと。 ③生活支援コーディネーターとの連携。 ④包括の活動拠点の一つとして、協力し合えること。
野田市北	11月11日	七光台 会館	36名	【会議前半】 たすけ合い体感ゲームを用いて、レジリエンスを学ぶ。 【会議後半】 社会資源について地図上にマッピング作業。 社会資源(施設等)を可視化させ、地域差を実感。場所によっては買い物が大変そうな地域が再確認でき地域課題が見えた。

センター	開催年月日	場所	参加者	内容
野田市関宿	11月10日	二川公民館	35名	<p>グループに分かれて下記の内容を話し合う。事例を基に関宿地区で生活する上で必要な制度やサービスについて検討。</p> <p>①移動手段 ②認知症カフェや地域のサークル活動 ③必要な社会資源 ④自治会の活動、地域のネットワーク体制。</p>

ウ 地域ケア包括会議及び生活支援体制整備事業第1層協議体

開催年月日	場所	参加者	内容
2月22日	市役所 大会議室	35名	<p>各地区のセンターの活動報告、次年度の重点課題及び対応計画について検討のほか、市全体で取り組むべき課題の検討。</p> <p>①生活支援体制整備事業の推進。地域包括ケアシステムの実現に向けて地域で自分らしい暮らしを最期まで続けられるよう、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援が一体的に提供される仕組みを今後も地域包括支援センターが担当する事業において構築を図っていくこと。個別のケースを通じてケアマネジメントと連携して支援していき、最終的にエリアに関係なく、支援ができる体制づくりを推進していくこと。</p> <p>②多様な支援やサービスについての検討。市内において、個別や地区別を通じて実際に必要なサービスや支援について、検討を重ねていく。</p>

エ 地域ケア推進会議

開催年月日	場所	参加者	内容
5月25日	市役所 大会議室	23名	<p>令和4年度第1回野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画推進等委員会において、センターの令和3年度事業実施報告及び令和4年度事業実施計画の説明を行った。その説明の中で、地域ケア会議の実績を報告し、地域における課題の共有を図った。</p>

④ 地域ケア包括会議の検討結果（概要）

野田市中心	
令和4年度に把握した地域課題	<ul style="list-style-type: none"> ・複合課題があり、自己解決ができない家族が増加。本人・家族に問題意識がなく、生活能力がない家族まるごと支援が必要なケースが増加している。早期発見とチームでの対応が必要。 ・通所型サービスを卒業できるレベルにあるが、次の受け皿になる資源がない(送迎があり、認知症予防や身体機能維持につながるプログラムのあるところ)。 ・個々の希望に対し、専門職がアセスメントしアドバイスしてくれる(自主リハビリにつながる)短期集中型の総合事業が必要。 ・市の高齢者支援サービスは、現状に合ったものに見直しをしてもらいたいという要望が多くあった。 ・「緊急通報システム」：松戸市のようにセンサー付きのものでないと、ペンダントや緊急ボタンを押せない場合があり、あまり意味がない。毎月締めて対応を早めないと、緊急通報システムが早急に必要なのに3か月以上待たされることがある。 ・「福祉タクシー券」：一般タクシーが少ないうえに、電話予約が取りづらい。介護タクシーの料金がわかりにくい。透析通院の送迎について、病院、医師会、行政を交えサービス向上に働きかけていくことはできないか。 ・「ひとり暮らしゴミ出し支援事業」：精神障がい者が同居していたり、自宅の目の前がごみ集積所だと申請を却下される。実際は子供と別居なのに住民票上が一緒だと申請すらできなかった。実際には支援が必要なケースに関し、「その他市長が認めた場合」等の個別事例対応をして欲しい。
令和5年度の重点課題解決に向けた対応計画	<ul style="list-style-type: none"> ・タイムリーな地域ケア個別会議の開催・支援ネットワークの更なる構築を図り、介護支援専門員の業務負担の軽減や介護予防支援の引受先・総合事業の拡充について市担当課と協議を重ねていく。 ・生活支援体制整備として地域住民のつながりによる支えあい活動や社会資源の開発が推進できるよう、既存の社会資源の把握とネットワーク拡充に取り組む。 ・えんがわ事業が好評で参加希望者も増えているため、感染拡大防止に努めながら今後も継続していく。 ・発行している通信「野田市中心高齢者なんでも相談室だより」を見て相談に来る人が徐々に増えているため、今後もPRに努めていく。 ・地域のケアマネジャー支援の一環として5月に開催した「ケアマネたいむ」が好評だったため、今後も開催できるよう取り組んでいく。 ・今年度試験的に開催したオレンジカフェ（介護者の集い）が好評だったため、次年度から実施する。

野田市東	
令和4年度に把握した地域課題	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス以外の見守りの体制が不足。 ・地域の中でつながる活動や場所がない。 ・人口が増えず、高齢化 ・空き家・独居の人が増加傾向 ・交通機関が少ない ・車が乗れなくなった時の買い物が不便 ・地域で集まる場所が不足、幅広い年齢層が交流できる場がない
令和5年度の重点課題解決に向けた対応計画	<ul style="list-style-type: none"> ・東地区地域包括支援センター担当地区での広報活動を行っていく。 ・担当地区の独居高齢者、支援が必要な世帯の情報収集、整理を行っていく。 ・各関係機関と連携し、社会資源の現状、活動実態を把握し、課題となっている移動支援、買い物支援の具体的な方法を検討する。 ・介護予防のみでなく、地域の中での集える場として「えんがわ」の開設、その他、交流の場や活動の拠点づくりを検討する。

野田市南第1	
令和4年度に把握した地域課題	<p>① 専門的な知識の必要性 意欲低下している高齢者、家族・障がいや困窮・認知症等、8050問題、消費者被害等が増加しており、専門職による助言やサービスを要することが増えている。また、家族や支援を要する方が外国人であるケースも増えている。更に専門性が求められ、専門的な知識を身につけていく必要がある。</p> <p>② 住民間の関係の希薄化 住民間の関係が希薄化しており、安否確認・緊急時・防災時の連携のしにくさ、様々な情報の周知・収集の機会の減少、困った時の相談先がわからない、自治会の加入率や機能の低下といった課題が明確になった。高齢者のみではなく、地域力の底上げ、住民同士の助け合いができるような関係作りが必要である。</p> <p>③ 介護保険外のサービスの不足 高齢者の移動手段に関して、タクシーが少ない、まめバスの利便性、免許返納後の移動手段に困る、受診等付き添える人がいない等の課題があがっている。また、楽しみや趣味の場、同世代間の交流の場、すき間支援が必要であること等の不足が挙げられている。高齢者が地域で安心して生活を続けていけるような環境を整える必要がある。</p>
令和5年度の重点課題解決に向けた対応計画	<p><地域包括支援センターの体制強化> 地域包括支援センターの周知活動を継続し、地域包括支援センターが地域住民や自治会、企業等と積極的につながっていく必要がある。その中で、協力者や住民の強み、社会資源の把握に努め、地域住民や関係機関との連</p>

野田市南第 1	
	<p>携の中から不足している資源を補うためにできることを明確化していく。</p> <p>地域包括支援センターの各専門職の専門性を強化していくため、基幹型地域包括支援センターと相談や検討しながら支援が必要な高齢者への対応をしていく。</p> <p><介護支援専門員への後方支援、地域づくりの強化></p> <p>令和4年度は「ケアマネカフェ」を野田市南第2地域包括支援センターと共催することができたため、今後も継続し、介護支援専門員や介護事業所との関係づくり、ケアマネジメントに関する後方支援、社会資源や情報の共有、知識の向上に努めていく。</p> <p>介護保険以外の社会資源やその活用の仕方、障がいや生活保護、外国人の支援等、地域住民や介護関係者等が幅広く学習できる機会を持てるようにし、介護支援専門員、関係機関との連携やスキルアップを図っていく機会を検討していく。地域で支えていく関係性づくりを今後も実施していく。</p>

野田市南第 2	
令和4年度に把握した地域課題	<ol style="list-style-type: none"> 生活支援サービス（移動手段と支援、買い物支援）の不足 要支援者ケアマネジメントの受け皿の不足 <ul style="list-style-type: none"> ケアマネジャーの不足は全国的な問題であり改善の傾向も見えないことから今後は認定結果（要支援、要介護）に関わらずケアマネジャーを確保できないケースも考えられる。 ケアマネジャーに対しての後方支援には常に努めているが、ケースの抱える問題も複雑化しており、書類作成などの負担も含め受託に関して、消極的な意見が市内のケアマネジャーから度々聞かれた。 未認定者が介護予防（健康増進）に備え早期相談（発見）できる環境整備 当高齢者なんでも相談室（地域包括支援センター）の周知不足
令和5年度の重点課題解決に向けた対応計画	<ol style="list-style-type: none"> 生活支援サービス（移動手段と支援、買い物支援）の不足 <ul style="list-style-type: none"> 生活支援体制整備事業第2層協議会の場を通じて地域課題を共有し、地域住民や地域事業者らと地域内の資源について地域アセスメントを実施する。 市や社会福祉協議会と連携し、現存するボランティア団体やボランティア等の活動に興味のある地域住民と定期的な連絡会を開催する。 要支援者ケアマネジメントの受け皿の不足 <ul style="list-style-type: none"> 委託先のケアマネジャーとの連絡会や事例検討会などの開催によりケアマネジャーの負担軽減を図る。 委託状況（委託までの打診件数、市内外委託先状況など）について統計を取ることで現在の状況を明確化し、市や市内地域包括支援センターで課題

野田市南第2	
	<p>点や情報の共有を図る。</p> <p>3. 未認定者が介護予防（健康増進）に備え早期相談（発見）できる環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各関係機関と連携し、地域で暮らす高齢者の心身の変化に早期に気が付き、相談や介護予防その他支援（孤立の解消）に繋がることのできる地域独自のネットワーク作りに向けた連絡会を立ち上げる。 <p>4. 高齢者なんでも相談室（地域包括支援センター）の周知不足</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民生委員児童委員地区定例連絡会へ参加する。 ・広報誌を最低年1回作成。地域住民や関係各所への配布を行う。

野田市北	
令和4年度に把握した地域課題	<p>1「生活支援サービス（主に移動支援や買い物支援）の現状把握と発信方法」</p> <p>2「要支援者ケアマネジメントの受け皿不足の改善」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移動支援 ・買い物支援 ・地域住民等向けの情報発信ツール ※社会資源マップ、くらしの便利帳ダイジェスト版等 ・要支援者ケアマネジメントの受け皿
令和5年度の重点課題解決に向けた対応計画	<p>1「生活支援サービス（主に移動支援や買い物支援）の現状把握と発信方法」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア座談会の継続。 ・ボランティア意識の高い地域住民に声掛けし、協力体制を構築する。 ・生活支援体制整備事業第2層協議体の在り方を考えると、地域住民の理解や話し合いが求められていることから、会議参加メンバーを再検討し、ボランティア意識の高い地域住民が参加できる環境作りに努める。 ・社会資源のマップ作りを継続させ、既存の社会資源を明確化させる。 ・社会資源で認知度の低いものは、その理由を検証しつつ、社会資源マップ等が活用できるか否かも含め、地域住民等への情報発信方法を検討する。 <p>2「要支援者ケアマネジメントの受け皿不足の改善」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ケアマネサロンを継続させ、ケアマネや居宅介護支援事業所の抱える実情、問題点の抽出を図っていく。 ・地域ケア会議への参加を促し、担当ケアマネの抱え込み防止や負担軽減を図る。 ・根本的な改善は困難であっても、実態調査(具体的には各居宅介護支援事業所の抱える問題、要支援者ケアマネジメントの委託件数、包括職員のケアマネ紹介にかかる手間等)は必須と考える。 ・実態調査結果をもとに、対応策として何が考えられるのか(例えば委託連携加算の算定要件の見直し等)、高齢者支援課包括、委託包括で意見交換の場

野田市北	
	を設けていただけるよう引き続き要請したい。

野田市関宿	
令和4年度に把握した地域課題	<ul style="list-style-type: none"> ・身寄りのない方や、複雑な家族関係の支援依頼が増加。 ・介護のサービスだけでなく、他機関との連携が今後は必須。 ・リハビリのニーズを満たせるサービスが不足している。 ・介護予防支援者の受け手（ケアプラン作成担当者）がいなく、利用までに時間を要している。 ・日常的な相談の場所が不足している。 ・自治会加入者の減少により互助活動の基盤が年々弱くなっている。 地域の中で自治会に入らない人が増えてきている。そのため近隣住民とのつながりが減り、今後地域で孤立する高齢者が増えることが予想される。 ・空き家も増加しており放置されることで今後火事のリスクや近隣トラブルの可能性も考えられる。 ・民生委員や自治会が地域の独居高齢者や生活困窮者を支援したいと思って活動しているが個人情報保護の観点から地域の情報を非常に得にくくなっている。 ・高齢者が利用できる移動手段がない。 地形的にも他県に面した地域であり、近隣他県のタクシーを利用することが多い。タクシー券が他県のタクシー会社では利用できないため、タクシー券の利用や、まめバスの増便や利用しやすいよう整備や検討が必要。
令和5年度の重点課題解決に向けた対応計画	<p><各機関との連携強化></p> <ul style="list-style-type: none"> ・8050、9060問題が深刻な状態であるため、引き続き各関係機関と情報共有や連携を図り支援をしていく。 ・地域ケア個別会議の開催と他機関との連携強化。個別のケースの理解を深める困難事例の紹介や検討を随時行っていく。 <p><介護支援専門員への後方支援></p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護支援専門員の精神的な支えになれるよう後方支援を行っていく。 ・要支援者の受託について、市内や近隣市へ働きかけを強化するとともに総合事業の拡充も合わせ担当課と協議を重ねていく。 <p><認知症事業、地域づくりの強化></p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症への理解を深めるべく、認知症サポーター養成講座を継続して行っていく。 ・感染予防に留意し、「認知症カフェ」や「えんがわ」の開催を行う。 ・「なんでも相談室（地域包括支援センター）」の周知活動を独居高齢者名簿をもとに、民生委員や地区の社会福祉協議会等と連携し継続して行っていく。

野田市関宿	
	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関が不足している現状について、少しでも改善できるよう行政や各機関に情報提供や提言を行っていく。

野田市社会福祉協議会	
各地区の課題	<p><中央地区></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゴミ出しに関する支援（ひとり暮らし高齢者等ごみ出し支援事業に該当しないが支援が必要なケースなど） ・ちょっとした困りごとに対応できる支援（電球交換など） ・移送サービス <p><東部地区></p> <ul style="list-style-type: none"> ・買い物（商店が少ない） ・移動手段がない <p><南第1・南第2地区></p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険外のサービスの不足 ・住民間の関係の希薄化 ・買い物する場所がない ・移動手段がない ・空き家が多い <p><北部・川間地区></p> <ul style="list-style-type: none"> ・エリア内の社会資源格差が大きい <p><関宿地区></p> <ul style="list-style-type: none"> ・気軽に依頼ができる移送サービスがない
令和5年度の重点課題解決に向けた対応計画	<p><南第2地区></p> <p>おさんぽカフェあん・ピコをパイロット事業として、地域内に活動を広げる。</p> <p><北部・川間地区></p> <p>移動手段・買い物・移動販売の3つを中心とした社会資源MAP作成</p> <p><その他全体の対応計画></p> <p>各地区の会議開催に向けて地域包括支援センターと相談し、各会議にて社会資源の把握、課題解決に向けて各機関と連携を図っていく。</p>

(6) 在宅医療及び介護連携の推進

① 地域の医療・介護の資源の把握

市内の在宅医療及び認知症の診療を実施している医療機関の一覧とマップを更新し、市ホームページに掲載しました。

② 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進

在宅医療・介護連携を推進するにあたり、医療・介護関係団体の代表者をメンバーとする、野田市在宅医療・介護連携推進代表者会議をオンラインにて1回開催しました。

野田市在宅医療・介護連携推進代表者会議の内容

開催年月日	参加者	内容
6月17日	13名	<ul style="list-style-type: none">・令和4年度野田市在宅医療・介護連携推進代表者会議の取組について・令和4年度野田市在宅医療・介護多職種連携研修会について・のだ在宅医療センターの活動報告・ICTによる情報連携に係る課題及び今後の在り方について

※令和4年度代表者会議出席団体

野田市医師会（のだ在宅医療センター）・野田市歯科医師会・野田市薬剤師会・野田市介護支援専門員協議会・野田市介護事業者協議会・野田市

また、多職種間の顔が見える関係作りや理解の向上を目指すため、野田市在宅医療・介護多職種連携会議をオンラインにて1回開催しました。

野田市在宅医療・介護多職種連携会議の内容

開催年月日	参加者	内容
10月28日	58名	<p>【講演】 テーマ がん緩和ケアにおける多職種連携を考える 講師 公益財団法人がん研究会有明病院 松本 禎久 氏</p> <p>【意見交換】</p> <ul style="list-style-type: none">・野田市における看取りや在宅の支援体制の現状について・ACPについて、市民への普及啓発について考える

③ 医療・介護関係者の研修

在宅医療・介護多職種連携研修会は、新型コロナウイルス感染症の拡大における、医療・介護現場の状況や感染予防の観点からオンラインでのセミナーを野田市内の医療・介護従事者向けに行いました。

開催年月日	参加者	研修内容
7月15日(金) 12時から13時	20名	野田市医師会主催 オンラインセミナー テーマ 医療・介護職のための「優しさを伝える ケア技術」
7月22日(金) 18時30分から19時30分	12名	講師 一般社団法人日本ユマニチュード学会 本田 美和子 氏
11月25日(金) 19時から20時	20名	オンラインセミナー テーマ 在宅における早期口腔ケアの重要性 講師 野田市歯科医師会 中林 隆 氏

④ 在宅医療・介護連携に関する関係市の連携

東葛北部圏域在宅医療・介護連携に関する5市連携会議が、令和4年7月27日、令和5年1月25日にオンラインで実施され、県、保健所、松戸市、柏市、流山市、我孫子市、野田市が参加し、実施状況の報告や広域連携が必要な事項について検討をしました。

(7) 認知症施策

① 認知症初期集中支援推進事業（認知症初期集中支援チームの設置）

認知症初期集中支援チームは、複数の専門職が、認知症が疑われる人や認知症の方及びその家族を訪問し、観察・評価を行った上で、家族支援等の初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行うことを目的として、平成 30 年 4 月から設置しています。

認知症初期集中支援推進事業は、地域支援事業実施要綱において「認知症初期集中支援チームの配置」、「支援の実施とチーム員会議の開催」、「認知症初期集中支援チーム検討委員会の設置」が定められており、「認知症初期集中支援チーム検討委員会」については、野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画推進等委員会が兼ねることとされています。

ア 認知症初期集中支援チームの設置状況（令和 4 年度）

チーム数	1 チーム	
設置場所	野田市高齢者支援課 高齢者なんでも相談室（地域包括支援センター）	
チーム員の職種、人数	医師	1 人
	保健師等	1 人
	主任介護支援専門員	1 人
	社会福祉士	1 人
	合計	4 人

イ 認知症初期集中支援チームの活動状況（令和 4 年度）

認知症初期集中支援の実施	訪問実人数	3 人
	訪問延べ回数	22 回
	チーム員会議の開催回数	3 回
当該年度中の医療・介護への引継ぎの実施 （前年度からの継続ケースも含む）	前年度からの継続ケースを含め、当該年度中に引継ぎが行われており、介入時に医療・介護サービスのいずれにもつながっていなかった者の実人数	3 人
	このうち、引継ぎ時に医療・介護サービスの両方、又はいずれかにつながった実人数	3 人
医療介護サービスにつながった人の割合（%）		100.0%

ウ 認知症初期集中支援チーム員会議の内容（令和4年度）

開催年月日	事例概要	評価年月日	対応内容
6月1日	要介護の夫と暮らす、医療・介護への拒否が強いケース。	9月7日	医療、介護サービス利用につながり、終了。
6月1日	認知症の進行により意思確認の難しい、身寄りがない一人暮らしのケース。	9月7日	医療、介護サービス利用につながり、終了。
9月7日	介護認定は受けたものの利用につながっておらず、物盗られ妄想が頻出しているケース。	3月1日	医療、介護サービス利用につながり、終了。

② 認知症地域支援・ケア向上事業（認知症地域支援推進員の設置等）

認知症地域支援推進員を、市内の各センターに合計14名（認知症地域支援推進員としてみなすことができる千葉県認知症コーディネーター2名を含む）配置し、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の間の連携を図るための支援や、認知症の方やその家族を支援する相談業務等を行いました。

また、令和元年度から、課題の検討や情報交換、連携を図る場として、「認知症地域支援推進員会議」を設置し、令和4年度は認知症キャラバンメイト交流会を兼ねて、情報交換会を実施しました。

さらに、感染症対策を講じた認知症サポーター養成講座の開催方法について検討し、小学校6年生を対象にオンライン講座を企画、実施しました。また実施方法、講座内容の共有を図りました。

③ オレンジカフェ（認知症カフェ）

オレンジカフェを自主的に運営する団体等を支援することを目的に、平成29年度に「野田市認知症カフェ事業補助金交付規則」を制定し、運営補助事業を始めました。

市内で実施しているオレンジカフェの一覧及び補助金の案内を作成し、窓口配布やホームページへの掲載を行い、オレンジカフェの周知を図っています。

令和4年度の補助金の申請及び交付は、0件でした。

令和4年度までに補助金を交付したオレンジカフェは、次の7件です。

オレンジカフェ一覧

名称	申請者	補助金交付決定日
オレンジカフェ ゆめしずく	特定非営利活動法人 ゆめしずく	平成 29 年 6 月 7 日
オレンジカフェ のだ日和	医療法人社団真療会 野田病院	平成 30 年 2 月 23 日
オレンジカフェ 紙ふうせん	企業組合ワーカーズ・コレクティブ 紙ふうせん	平成 30 年 8 月 15 日
オレンジカフェ 茶話会レインボー	茶話会レインボー	平成 30 年 10 月 3 日
オレンジカフェ 一期一会	合同会社 Forrest gump	平成 30 年 10 月 22 日
オレンジカフェ のだしん	野田南部診療所	令和元年 8 月 7 日
オレンジカフェ やすらぎやくじゅ	薬樹薬局野田	令和元年 10 月 2 日

④ 認知症ガイドブック（認知症ケアパス）

認知症の方が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、センター、認知症疾患医療センター等を含めた認知症に関する相談窓口や、症状の変化に合わせたサービス等がひと目でわかる認知症ケアパスを作成するために、認知症地域支援推進員と情報交換を行いました。令和 4 年度は、1,200 部を作成し、広く関係者や住民に相談窓口を周知しました。

(8) 認知症サポーターの養成事業

① 認知症サポーターの養成について

認知症に関する正しい知識を持って、地域や職域で認知症の方や家族を手助けする認知症サポーター市民 2 万人を養成することを目標に、認知症サポーター養成講座を開催しています。

平成 29 年度から開催している、市内全小学校 6 年生を対象にした認知症サポーター養成講座では、感染症対策を講じた開催方法について検討し、一部の小学校ではオンライン講座を企画、実施しました。令和 5 年 3 月末までに小学生の認知症サポーターを、8,678 人養成しました。

上記の小学生を含む令和 4 年度の認知症サポーター養成者数は 1,802 人で、令和 5 年 3 月末日時点で 17,487 人を養成しました。

さらに、認知症サポーター登録者を対象とした「認知症サポーターステップアップ講座」を 4 年 9 月 16 日に開催し、6 人が参加しました。

② 講師役となるキャラバン・メイトの活動について

認知症サポーター養成講座開催をとおして、小学生を対象に認知症高齢者の理解を促進しました。さらに、キャラバン・メイト交流会として、「認知症サポーターステップアップ講座」に参加し、サポーターとの顔の見える関係づくり、情報共有、キャラバン・メイト同士の横のつながりやスキルアップを図りました。

また、センター職員や専門職等が千葉県キャラバン・メイト養成研修を受講しました。

認知症サポーター養成事業実施状況

(単位：回・人)

区分	令和4年度	令和3年度
養成講座開催回数	40	31
養成講座参加者数	1,802	1,671
認知症サポーター養成者数（累計）	17,487	15,685
キャラバン・メイト養成研修受講者数	3	4

(9) 生活支援体制整備事業

生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていくことを目的とし、平成30年度に、市域全体の第1層と日常生活圏域毎の第2層に、それぞれ協議体と生活支援コーディネーターを設置しました。

なお、第1層協議体は市が主催する地域ケア包括会議と兼ねて、第2層協議体は地域ケア地区別会議と兼ねて実施するものと位置付けました。

第2層協議体では、生活支援コーディネーターが中心となり、各地域の実情や不足している社会資源についての、関係者間の情報共有及び関係者のネットワークづくりを行いました。

第1層協議体では、第2層協議体の中で出された課題を集約し、不足している社会資源等の情報共有を図り、生活支援等サービスの整備の推進を図るために、第2層協議体の中で必要な情報を一覧にまとめました。

《令和5年度高齢者なんでも相談室事業実施計画》

1 目的

地域住民が、その人らしく、住み慣れた地域で安心していきいきと暮らしていくために、介護保険のみならず、保健・医療・福祉の専門職が相互の連携を図り、住民活動等のインフォーマルサービスを含めた支援体制を構築し、地域の様々な資源を統合した包括的なケアシステムを支援する中核的な拠点として、高齢者なんでも相談室（以下「センター」という。）を設置・運営します。

2 運営方針

(1) 「公益性」の視点

介護保険制度を始めとする市の介護・福祉行政の一翼を担う「公益的な機関」として、公正で中立性の高い事業運営を行っていきます。

(2) 「地域性」の視点

センターは、地域のサービス提供体制を支える中核的な存在であることから、各地域の特性や実情を踏まえた柔軟な事業運営を行うため、「地域包括支援センター運営協議会（野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画推進等委員会）」を始めとする様々な場や機会を通じて、地域のサービス利用者や事業者、関係団体、一般市民等の意見を幅広くくみ上げ、センターの日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題の解決に積極的に取り組みます。

(3) 「協働性」の視点

センターに配属する保健師等、主任介護支援専門員、社会福祉士等が常に情報を共有し、連携・協働により、業務全体を「チームアプローチ」によって進めていきます。

また、地域の中に積極的に入り、課題の発見に努めるとともに、地域の保健・医療・福祉の専門職や民生委員児童委員、ボランティア等地域の関係者と密接な連携を図り、支援困難事例や認知症対策に取り組んでいきます。

3 センターの基本的機能

(1) 共通的支援基盤の構築

高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、地域包括ケアシステムを構築していくことが重要です。そのため、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の様々な社会資源が有機的に連携することができる環境整備を行い、連携体制を支える共通的基盤として多職種協働による地域包括支援ネットワーク構築を推進します。

(2) 総合相談支援・権利擁護体制の構築

高齢者に関する総合相談支援及び実態把握、虐待の防止等に対応しつつ、地域における権利擁護を推進します。

(3) 包括的・継続的な介護支援専門員の支援

介護が必要な高齢者に対する包括的かつ継続的なサービスの提供と多様な社会資源を活用したケアマネジメント体制の構築を支援します。

(4) 介護予防ケアマネジメント

要支援1・2と認定された方で、予防給付に関するケアマネジメントを実施する介護予防支援と、地域支援事業における総合事業の介護予防ケアマネジメントを実施します。

4 令和5年度の運営目標

(1) センターの体制整備

センター内の職員配置を始めとする活動体制を整備し、センターの機能が最大限に発揮されるよう、関係職員の資質の向上と連携を図り、運営していきます。

令和4年度から、7つのセンターで運営し、野田市役所内の高齢者なんでも相談室は基幹型とし、担当地区を全圏域とし、委託高齢者なんでも相談室の後方支援と各事業の更なる強化をしていきます。

(2) 総合相談体制の整備

センター及び高齢者支援課における総合相談窓口機能を充実させ、生活支援が必要な高齢者等の早期発見・対応に努めていきます。

(3) 権利擁護の推進

高齢者虐待防止ネットワークの活用や他機関との連携を図りながら、成年後見制度等の権利擁護の推進に努めます。

(4) 包括的・継続的ケアマネジメント機能の充実

介護支援専門員など、現場を担う多職種及び他の関係機関の専門職との連携・支援システムを充実させ、包括的・継続的なサービスの提供を図ります。

(5) 介護予防ケアマネジメントの推進

① 予防給付による介護予防支援

要介護・要支援認定において要支援1・2と認定された方に対する介護予防支援については、自立を促すような介護予防サービス計画を作成するとともに、適切にモニタリングや評価を行い、効果的なサービス利用と継続した支援を行います。また、センターと居宅介護支援事業所が連携し、適切な支援が効果的・継続的に行われるよう努めていきます。

② 総合事業による介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防事業）

総合事業の事業対象者又は予防給付のサービスを利用しない要支援認定者に対して、介護予防ケアマネジメントを実施します。高齢者の自立支援を考えながら、課題を整理し、目標の設定やその達成のための具体策を利用者と共有し、利用者が介護予防の取組を自身の生活の中に取り入れ、自立できるよう支援します。

(6) 地域ケア会議の活用

センターの業務である包括的支援事業における包括的・継続的ケアマネジメント業務を効果的に実施するためには、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービスなどの様々な社会資源を有機的に連携できる体制整備を行うことが重要です。このため、こうした連携体制を支える共通の支援基盤として、多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築が必要であり、その構築の一つの手法として、地域ケア会議が位置付けられています。地域ケア会議を活用し、高齢者個人に対する支援の充実を図るとともに、それを支える社会基盤の整備を図ります。

(7) 在宅医療・介護連携の推進

医療と介護の両方が必要になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、医師会、介護サービス事業者等多職種と連携し、地域の医療・福祉等の社会資源の把握・活用、切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築や在宅医療に関する普及啓発等に取り組みます。

(8) 認知症施策の推進

認知症の方の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症の早期診断・早期対応を行うことで、認知症の方やその家族への支援を図ります。

5 令和5年度の事業計画概要

(1) センターの運営体制

① センターの体制整備（職員配置）（令和5年4月1日現在）

ア 野田市高齢者支援課高齢者なんでも相談室 （単位：人）

職種	人員	内訳			
		常勤	非常勤	兼務	
常勤職員	保健師	2	2	-	-
	主任介護支援専門員	1	1	-	-
	社会福祉士等	3	3	-	-
	事務職	1	-	1	-
センター長	1	1	-	-	
合計	8	7	1	-	

イ 野田市中央高齢者なんでも相談室

(単位：人)

職種		人員	内訳		
			常勤	非常勤	兼務
常勤職員	保健師等	1	1	-	-
	主任介護支援専門員	1	1	-	-
	社会福祉士	2	2	-	-
	介護支援専門員	1	1	-	-
センター長		1	-	-	1※1
合計		6	5	0	1

※1 施設長兼務

ウ 野田市東高齢者なんでも相談室

(単位：人)

職種		人員	内訳		
			常勤	非常勤	兼務
常勤職員	保健師等	1	1	-	-
	主任介護支援専門員	1	1	-	-
	社会福祉士	1	1	-	-
センター長		1	-	-	1※1
合計		4	3	0	1

※1 施設長兼務

エ 野田市南第1高齢者なんでも相談室

(単位：人)

職種		人員	内訳		
			常勤	非常勤	兼務
常勤職員	保健師等	1	1	-	-
	主任介護支援専門員		(募集中)	-	-
	社会福祉士	1	1	-	-
	(3職種いずれか1名)		(募集中)	-	-
	介護支援専門員	1	1	-	-
センター長		1	-	-	1※1
合計		4	3	0	1

※1 施設長兼務

オ 野田市南第2高齢者なんでも相談室

(単位：人)

職種		人員	内訳		
			常勤	非常勤	兼務
常勤職員	保健師等	1	1	-	-
	主任介護支援専門員	1	1	-	-
	社会福祉士	1	1	-	-
	介護支援専門員	1	1	-	-
センター長		1	-	-	1 ^{※1}
合計		5	4	0	1

※1 理事長兼務

カ 野田市北高齢者なんでも相談室

(単位：人)

職種		人員	内訳		
			常勤	非常勤	兼務
常勤職員	保健師等	2	2	-	-
	主任介護支援専門員	1	1	-	-
	社会福祉士	1	1	-	-
センター長		1	-	-	1 ^{※1}
合計		5	4	0	1

※1 施設長兼務

キ 野田市関宿高齢者なんでも相談室

(単位：人)

職種		人員	内訳		
			常勤	非常勤	兼務
常勤職員	保健師等	1	1	-	-
	主任介護支援専門員	1	1	-	-
	社会福祉士	2	2	-	-
	介護支援専門員	1	1	-	-
センター長		1	-	-	1 ^{※1}
合計		6	5	0	1

※1 施設長兼務

② センターの運営概要

1 設置主体及び設置場所

《市による直営1か所》

野田市高齢者支援課高齢者なんでも相談室
(野田市鶴奉7番地の1 高齢者支援課内)

《委託6か所》

野田市中心高高齢者なんでも相談室
(野田市野田1307番地の1 ふれあいの里内)

野田市東高齢者なんでも相談室
(野田市鶴奉280番地 鶴寿園内)

野田市南第1高齢者なんでも相談室
(野田市山崎2723番地の3 椿寿の里内)

野田市南第2高齢者なんでも相談室
(野田市木野崎1561番地の1 木野崎病院内)

野田市北高齢者なんでも相談室
(野田市中里43番地の3 松葉園内)

野田市関宿高齢者なんでも相談室
(野田市桐ヶ作666番地 関宿ナーシングビレッジ内)

2 設置日、業務開始

平成18年4月1日 野田地区地域包括支援センター、関宿地区地域包括支援センター

平成20年1月1日 北部・川間地区地域包括支援センター

平成24年8月1日 南部・福田地区地域包括支援センター

平成30年4月1日 中央地区地域包括支援センター

野田地区地域包括支援センターを東部地区地域包括支援センター
へ名称変更

令和3年4月1日 野田市南第2高齢者なんでも相談室

名称の変更、「高齢者なんでも相談室」の愛称の導入

東部地区地域包括支援センター ⇒ 野田市介護保険課地域包括支援センター

中央地区地域包括支援センター ⇒ 野田市中心地域包括支援センター

南部・福田地区地域包括支援センター ⇒ 野田市南第1地域包括支援センター

関宿地区地域包括支援センター ⇒ 野田市関宿地域包括支援センター

令和4年4月1日 野田市東高齢者なんでも相談室

野田市介護保険課高齢者なんでも相談室を高齢者支援課高齢者なんでも相談室へ名称変更

3 開設日及び開設時間

開設日 月曜日から金曜日まで（祝日、年始年末を除く）

開設時間 午前8時30分から午後5時15分まで

4 運営財源

- ・保険料、公費（国・県・市）
- ・指定介護予防支援事業に係る介護予防サービス計画費及び介護予防ケアマネジメント費

(2) 総合相談体制の整備

支援を必要とする高齢者を早期に発見し、保健・医療・福祉サービスを始めとする適切な機関につなぎ、継続的な見守りを行い、さらなる問題の発生を防止するために、地域における様々な関係者とともに、総合的に支援を行います。

【業務内容】

- ① 実態把握
- ② 初期段階での相談支援
相談受付、的確な状況把握、専門的又は緊急的対応の必要性の判断、情報提供、関係機関等の紹介
- ③ 継続的・専門的な相談支援
初期段階での判断に応じた対応、対象者への訪問・詳細情報の収集、適切なサービスへのつなぎ、期待された効果の確認
- ④ 公的保健福祉サービスの利用申請支援等

(3) 権利擁護の推進

高齢者の総合相談を行う過程において、権利擁護を目的とするサービスや仕組みを活用し、ニーズに則した適切な支援を行います。

平成 29 年 1 月に開設された野田市成年後見支援センター（野田市社会福祉協議会内）等と随時連携しながら対応していきます。

【業務内容】

- ① 日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用支援
- ② 成年後見制度の啓発
- ③ 成年後見制度の市長申立ての活用
- ④ 高齢者虐待防止に対する取組
ア 高齢者虐待防止ネットワーク協議会の運営（代表者会議、実務者会議）
イ 高齢者虐待事例の個別支援、啓発事業、高齢者支援業務従事者に対する研修の実施
- ⑤ 消費者被害防止に対する取組
消費生活センターとの連携による情報把握や情報伝達
- ⑥ 虐待等を受けている高齢者を保護するための老人福祉法による措置についての調整

(4) 包括的・継続的ケアマネジメント機能の充実

介護等を必要とする高齢者に対し、介護支援専門員、医師、介護サービス事業者等との多職種協働と、地域の関係機関との連携により、包括的・継続的なケアマネジメントの支援を行います。

【業務内容】

- ① 多職種協働による包括的・継続的支援を必要とする高齢者への相談支援
- ② 介護支援専門員、医療機関を含めた関係機関との連携支援
- ③ 介護支援専門員のネットワーク構築
- ④ 事例検討会の実施

(5) 介護予防ケアマネジメントの推進

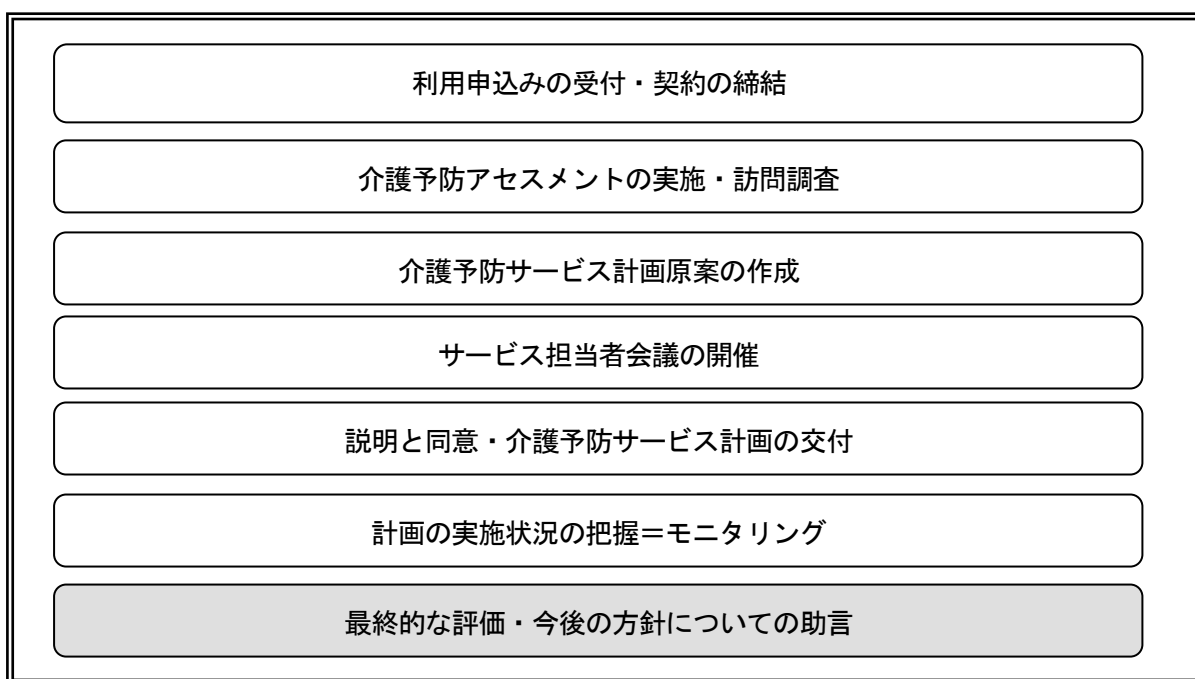
① 予防給付による介護予防支援

要介護・要支援認定において要支援1・2と認定され、介護予防サービスを利用する方に対し、利用者の生活機能向上に対する意欲を引き出し、具体的な日常生活における行為について、介護サービス、セルフケアや地域の介護保険外の様々な社会資源を活用できる計画を作成するとともに、達成状況を評価して必要に応じた計画の見直しを行います。

② 総合事業による介護予防ケアマネジメント

事業対象者や介護予防・生活支援サービス事業のみを利用する要支援認定者に対し、高齢者の自立支援を考えながら、課題を整理し、目標の設定やその達成のための具体策を利用者と共有し、利用者が介護予防の取組を自身の生活の中に取り入れ、自立できるよう支援します。

【業務内容】



(6) 地域ケア会議の活用

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、高齢者個人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備を同時に図っていくことを目的として、四つの単位の会議を行います。

昨年度実施した地域ケア会議をとおして各センターが把握した地域課題について、その対応計画に基づき課題解決へ向けた検討を行います。

① 地域ケア個別会議

個別ケースの課題解決や介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメント支援、地域包括支援ネットワーク構築支援、さらに個別ケースを積み上げることにより地域課題の把握を行います。

また、事業対象者の自立支援に向けた検討を行う「自立支援検討会」として位置付け、この地域ケア個別会議を活用します。

② 地域ケア地区別会議

日常生活圏域における居宅介護支援事業所等が抱える課題の把握及び対応の検討をします。また、個別ケースの積み重ねから発見される地域課題の整理・解決策の検討とネットワークの構築を図ります。

③ 地域ケア包括会議

①、②で各センターが把握した地域課題を市全体の課題として集約し、市とセンターが協働し解決へ向けた検討を行います。

④ 地域ケア推進会議

③で出された地域課題の中で政策的な対応を要するものについて、市全体での検討を行います。（野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画推進等委員会で所掌）

(7) 在宅医療・介護連携の推進

医療・介護関係者との連携を図り、現状の把握や課題の検討を行い、在宅医療に関する取組について医師会等と調整していきます。

① 地域の医療・介護の資源の把握

令和元年度から、市内の在宅医療及び認知症の診療を実施している医療機関の一覧とマップを作成し、毎年度更新しています。また、野田市ホームページに掲載し、医療・介護関係者だけでなく、家族等も活用できるようにしています。

② 在宅医療・介護連携の課題の抽出

公表データや死亡小票を活用し、野田市の死亡に関する実態や在宅医療、見取り死に関する状況を把握し、地域の特性や課題の抽出を行います。

また、地域ケア会議の事例検討等であげられた地域の実情も把握していきます。

③ 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進

令和2年度から、野田市在宅医療・介護連携推進代表者会議を開催しており、医師会を中心に、医療・介護関係団体と連携し、在宅医療・介護連携の課題の抽出や対応策の検討を行います。令和5年度についても、継続して実施していく予定です。

④ 医療・介護関係者の情報共有の支援

ICTに関する説明会等を実施し、登録者数を増やす等、活用を促進するための取組を行います。

⑤ 在宅医療・介護連携に関する相談支援

令和2年8月から、医師会が運営する「のだ在宅医療センター」にコーディネーターを配置し、専門職からの相談窓口を設置しています。

⑥ 医療・介護関係者の研修

野田市在宅医療・介護多職種連携研修会を、令和5年度も随時開催予定です。

⑦ 地域住民への普及啓発

地域住民が在宅医療や介護について理解し、在宅での療養が必要となったときに必要なサービスを適切に選択できるようにすることが重要であるため、在宅医療や介護に関するパンフレットの作成・配布、ホームページの作成等を行います。

⑧ 在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携

東葛北部圏域 在宅医療・介護連携に関する5市連携会議に参加し、他市との情報の共有、連携の強化に努めます。

(8) 認知症施策の推進

① 認知症初期集中支援推進事業

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けるために、認知症の方やその家族に早期診断・早期対応に関わる「認知症初期集中支援チーム」が中心となり、支援に関わる医療、福祉の関係機関と連携し、初期段階で支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを実施します。また、「認知症初期集中支援チーム」と「認知症地域支援推進員」の効率的な連携について調整します。

② 認知症地域支援・ケア向上事業（認知症地域支援推進員の設置等）

医療機関や介護サービス及び地域の支援や認知症の方やその家族支援に係る相談業務、地域において「生きがい」をもった生活を送ることを目的とした社会参加活動のための体制整備等を行う「認知症地域支援推進員」を全てのセンターに配置し、さらに配置数を増やすとともに、全推進員の研修受講を進め、スキルアップを図ります。

また、「認知症ガイドブック」の作成・活用の推進、「認知症カフェ」を活用した社会参加活動の促進、認知症講演会等の開催による、認知症に関する正しい知識の普及を図ります。

さらに、認知症地域支援推進員会議を定期的で開催し、課題の検討や情報交換、連携を図ります。

③ 認知症ガイドブックの改訂・普及・啓発

認知症に関する基礎的な情報とともに、地域の高齢者等の保健医療、介護等に関する総合相談窓口であるセンター、及び認知症疾患医療センターを含めた認知症に関する相談先や受診先の利用方法等が明確に伝わるように、認知症ガイドブック（野田市版認知症ケアパス）の配布、ホームページへの掲載等により、積極的な活用と周知を図ります。

④ その他の認知症施策

各関係機関に対し、「野田市認知症カフェ事業補助金交付規則」に基づくオレンジカフェ補助事業の普及啓発を図り、オレンジカフェ開設の支援をします。また、オレンジカフェの役割や開催場所等の普及啓発を通じて、認知症の方やその家族（介護者）が参加しやすい環境づくりを促進します。

(9) 認知症サポーターの養成事業

認知症になっても住み慣れた地域で生活できるよう、認知症を正しく理解した応援者を増やすとともに、認知症の方やその家族を見守る地域づくりの推進のため、キャラバン・メイトによる認知症サポーター養成講座を開催します。

市内全小学校6年生（平成29年度から実施）、市職員（平成28年度から実施）を対象とした講座を引き続き開催し、認知症サポーターとして養成していきます。

また、活動意欲のある認知症サポーターや、キャラバン・メイトの活動支援を促進します。

さらに、受講要件を満たす方に対し、千葉県が実施するキャラバン・メイト養成研修を案内し、新たなキャラバン・メイトの養成につなげます。

(10) 生活支援体制整備事業

- ・第1層の生活支援コーディネーターを、高齢者なんでも相談室を所管する高齢者支援課に配置し、各高齢者なんでも相談室および野田市社会福祉協議会に配置された第2層生活支援コーディネーターと連携しながら、既存の地域ケア会議を活用しつつ、地域資源の発掘や生活支援・介護予防サービスの開発など生活支援体制整備を引き続き進めていきます。
- ・地域ケア会議（地域ケア包括会議、地域ケア地区別会議）の枠組みを活用して、生活支援体制整備に係る第1層、第2層の協議体を設置することで、関係者間の情報共有等ネットワークの構築を行うとともに、地域の「自助」「互助」の拡充を図り、地域包括ケアシステムのベースとなる地域づくりを推進します。
- ・個別ケースの支援や、生活支援コーディネーターを中心に立ち上げた「えんがわ」を活用し、高齢者を含めた地域住民の参加を積極的に促し、引き続き、住民主体の活動につなげます。

指定介護予防支援業務の委託について

指定介護予防支援業務（介護予防プランの作成等）については、地域包括支援センターが「介護予防支援事業所」として、本市の指定を受けて実施していますが、介護保険法第 115 条の 23 第 3 項の規定に基づき、その一部を指定居宅介護支援事業所へ委託できることになっています。

野田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「条例」という。）第 15 条第 4 号の規定では、委託した場合は、速やかに野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画推進等委員会設置条例（平成 6 年野田市条例第 6 号）第 1 条の規定により設置された野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画推進等委員会（以下「本委員会」という。）に報告しなければならないこととされていることから、以下の事業所への委託について本委員会に報告するものです。

【委託事業所選定の申出のあった事業所】

法人名	事業所の名称	事業所の所在地
特定非営利活動法人 麻の葉	ケアプラン麻の葉	東京都多摩市落合 6-15-3-106
合同会社 ラペッシュ	ケアプランあすは	野田市清水 241-8

確認書

「野田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」第15条第1号から第4号について確認した内容

	条例	確認事項	確認欄
第1号	委託に当たっては、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮すること。	別紙1「野田市指定介護予防支援及び第1号介護予防支援事業委託事業所選定申出書」2 管理者及び人員等	○
第2号	委託する指定居宅介護支援事業者は、指定介護予防支援の業務に関する知識及び能力を有する介護支援専門員が従事する指定居宅介護支援事業者でなければならないこと。	<ul style="list-style-type: none"> ・「介護支援専門員証」の写しの添付 ・研修会等への参加状況一覧の添付 	○
第3号	委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第3条、この章及び次章の規定を遵守するよう措置させなければならないこと。	<ul style="list-style-type: none"> ・様式1「中立性・公正性に関する宣誓書」の添付 ・「運営規定」「居宅介護支援契約書」「重要事項説明書」の添付 	○
第4号	委託した場合は、速やかに野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画推進等委員会設置条例（平成6年野田市条例第6号）第1条の規定により設置された野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画推進等委員会に報告しなければならないこと。	次回の野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画推進等委員会に報告する。	○

確認年月日 令和5年4月11日

担当者 篠田 昭

確認書

「野田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」第15条第1号から第4号について確認した内容

	条例	確認事項	確認欄
第1号	委託に当たっては、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮すること。	別紙1「野田市指定介護予防支援及び第1号介護予防支援事業委託事業所選定申出書」2 管理者及び人員等	○
第2号	委託する指定居宅介護支援事業者は、指定介護予防支援の業務に関する知識及び能力を有する介護支援専門員が従事する指定居宅介護支援事業者でなければならないこと。	<ul style="list-style-type: none"> ・「介護支援専門員証」の写しの添付 ・研修会等への参加状況一覧の添付 	○
第3号	委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第3条、この章及び次章の規定を遵守するよう措置させなければならないこと。	<ul style="list-style-type: none"> ・様式1「中立性・公正性に関する宣誓書」の添付 ・「運営規定」「居宅介護支援契約書」「重要事項説明書」の添付 	○
第4号	委託した場合は、速やかに野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画推進等委員会設置条例（平成6年野田市条例第6号）第1条の規定により設置された野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画推進等委員会に報告しなければならないこと。	次回の野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画推進等委員会に報告する。	○

確認年月日 令和5年5月1日

担当者 篠田 昭

地域密着型サービス等（地域密着型通所介護）事業所の指定更新について

地域密着型サービス等事業者は、6年ごとに指定更新をすることが義務付けられており、指定の更新に当たっては、介護保険法第78条の12の規定に基づき、市に指定の更新申請を提出し、市長の指定を受けなければなりません。

次の地域密着型サービス等事業を行っている事業者から指定更新の申請があり、法令等の基準に基づき審査を行った結果、審査基準を満たしていることから、当該事業所の指定更新をしましたので報告するものです。

1 審査基準について

- (1) 介護保険法第70条の2第1項
- (2) 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）
- (3) 野田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

2 指定更新申請事業者等

1 事業所の名称	デイサービス歩恵夢
2 サービスの種類	地域密着型通所介護
3 事業所所在地	千葉県野田市山崎1514番地の29
4 運営事業者	株式会社北山
5 代表者氏名	遠部恵子
6 指定更新年月日	令和5年5月1日

地域密着型サービス等事業所の指定に係る確認書
(地域密着型通所介護)

この確認書は、次のとおり令和5年2月17日付けで指定更新申請があったことから、介護保険法第78条の12において準用する同法第70条の2第1項の指定の更新をするに当たり、同法第78条の2第6項に基づき確認するものです。

○ 指定事業者

申請者	主たる事務所所在地	千葉県野田市山崎 1514 番地の 29
	名 称	株式会社北山
	代表者氏名及び住所	遠部恵子 千葉県野田市山崎 1518 番地の 8
サービスの種類		地域密着型通所介護
事業所	所 在 地	千葉県野田市山崎 1514 番地の 29
	名 称	デイサービス歩恵夢
	管 理 者 氏 名	遠部恵子

○ 指定更新に必要な事項及び書類

	確 認 事 項	書 類	可否
1	事業所の名称及び所在地	指定申請書	可
2	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の職名、氏名、生年月日及び住所	指定申請書	可
3	事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所	付表	可
4	従業者の勤務の体制及び勤務形態	従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表	可
5	誓約書	介護保険法第78条の2第4項各号の規定に該当しない旨の誓約書	可

地域密着型サービス等（地域密着型通所介護）事業所の指定更新について

地域密着型サービス等事業者は、6年ごとに指定更新をすることが義務付けられており、指定の更新に当たっては、介護保険法第78条の12の規定に基づき、市に指定の更新申請を提出し、市長の指定を受けなければなりません。

次の地域密着型サービス等事業を行っている事業者から指定更新の申請があり、法令等の基準に基づき審査を行った結果、審査基準を満たしていることから、当該事業所の指定更新をしましたので報告するものです。

1 審査基準について

- (1) 介護保険法第70条の2第1項
- (2) 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）
- (3) 野田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

2 指定更新申請事業者等

1 事業所の名称	星の子瀬戸校まなびや
2 サービスの種類	地域密着型通所介護
3 事業所所在地	千葉県野田市瀬戸189番地の29
4 運営事業者	株式会社リンクサポート
5 代表者氏名	小林史知
6 指定更新年月日	令和5年5月1日

地域密着型サービス等事業所の指定に係る確認書
(地域密着型通所介護)

この確認書は、次のとおり令和5年2月21日付けで指定更新申請があったことから、介護保険法第78条の12において準用する同法第70条の2第1項の指定の更新をするに当たり、同法第78条の2第6項に基づき確認するものです。

○ 指定事業者

申請者	主たる事務所所在地	兵庫県姫路市朝日町8番地
	名 称	株式会社リンクサポート
	代表者氏名及び住所	小林史知 兵庫県姫路市野里141番地の6
サービスの種類		地域密着型通所介護
事業所	所 在 地	千葉県野田市瀬戸189番地の29
	名 称	星の子瀬戸校まなびや
	管 理 者 氏 名	島田康史

○ 指定更新に必要な事項及び書類

	確 認 事 項	書 類	可否
1	事業所の名称及び所在地	指定申請書	可
2	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の職名、氏名、生年月日及び住所	指定申請書	可
3	事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所	付表	可
4	従業者の勤務の体制及び勤務形態	従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表	可
5	誓約書	介護保険法第78条の2第4項各号の規定に該当しない旨の誓約書	可

地域密着型サービス等（認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護）事業所の指定更新について

地域密着型サービス等事業者は、6年ごとに指定更新をすることが義務付けられており、指定の更新に当たっては、介護保険法第78条の12及び第115条の21の規定に基づき、市に指定の更新申請を提出し、市長の指定を受けなければなりません。

次の地域密着型サービス等事業を行っている事業者から指定更新の申請があり、法令等の基準に基づき審査を行った結果、審査基準を満たしていることから、当該事業所の指定更新をしましたので報告するものです。

1 審査基準について

- (1) 介護保険法第70条の2第1項
- (2) 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）
- (3) 野田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- (4) 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）
- (5) 野田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

2 指定更新申請事業者等

1 事業所の名称	デイサービスいきいきタウンのだぬくもり横丁
2 サービスの種類	認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護
3 事業所所在地	千葉県野田市中根193番地の12
4 運営事業者	社会福祉法人ばる
5 代表者氏名	福本京子
6 指定更新年月日	令和5年4月1日

地域密着型サービス等事業所の指定に係る確認書
(認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護)

この確認書は、次のとおり令和5年1月30日付けで指定更新申請があったことから、介護保険法第78条の12及び115条の21において準用する同法第70条の2第1項の指定の更新をするに当たり、同法第78条の2第6項及び第115条の12第4項に基づき確認するものです。

○ 指定事業者

申請者	主たる事務所所在地	埼玉県戸田市喜沢南2丁目5番23号
	名 称	社会福祉法人ぱる
	代表者氏名及び住所	福本京子 埼玉県さいたま市桜区白楯527番地の11
サービスの種類		認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護
事業所	所 在 地	千葉県野田市中根193番地の12
	名 称	デイサービスいきいきタウンのだぬくもり横丁
	管 理 者 氏 名	菊池利枝子

○ 指定更新に必要な事項及び書類

	確 認 事 項	書 類	可否
1	事業所の名称及び所在地	指定申請書	可
2	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の職名、氏名、生年月日及び住所	指定申請書	可
3	事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所	付表	可
4	従業者の勤務の体制及び勤務形態	従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表	可
5	誓約書	介護保険法第78条の2第4項各号及び115条の12第2項各号の規定に該当しない旨の誓約書	可

地域密着型サービス等（地域密着型通所介護）事業所の指定申請取下げについて

令和4年度第2回「野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画推進等委員会」において次の事業所の指定申請についてお諮りし、了承を頂きましたが、申請者から指定申請を取り下げる旨の依頼書が提出されたことを報告するものです。

なお、指定申請が取り下げられたことから、当該事業所については、従前と変わりなく、株式会社アーバンアーキテックが運営を続けております。

指定申請取下げ事業者等

1 事業所の名称	ご長寿くらぶ野田清水公園北館デイサービスセンター
2 サービスの種類	地域密着型通所介護
3 事業所所在地	千葉県野田市桜の里一丁目1番地の16
4 運営事業者	株式会社創生事業団
5 代表者氏名	伊東 鐘賛
6 指定年月日	令和5年4月1日
7 取下げ理由	「吸収分割の公告」に対し、令和5年3月24日に金融機関より異議申し立ての内容証明が届き、「吸収分割」に必要な手続きが完了出来ないため。

地域密着型サービス等（地域密着型通所介護）事業所の指定廃止届出取下げについて

令和4年度第2回「野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画推進等委員会」において次の事業所の指定廃止届出について報告いたしましたが、申請者から指定廃止届出を取り下げる旨の依頼書が提出されたことを報告するものです。

なお、指定廃止届出が取り下げられたことから、当該事業所については、従前と変わりなく、株式会社アーバンアーキテックが運営を続けております。

指定廃止届出取下げ事業者等

1 事業所の名称	ご長寿くらぶ野田清水公園北館デイサービスセンター
2 サービスの種類	地域密着型通所介護
3 事業所所在地	千葉県野田市桜の里一丁目1番地の16
4 運営事業者	株式会社アーバンアーキテック
5 代表者氏名	伊東 鐘賛
6 廃止年月日	令和5年3月31日
7 取下げ理由	「吸収分割の公告」に対し、令和5年3月24日に金融機関より異議申し立ての内容証明が届き、「吸収分割」に必要な手続きが完了出来ないため。